

大阪労働局

建設工事における労働災害防止対策

令和 7 年 3 月

大阪労働局 労働基準部 安全課

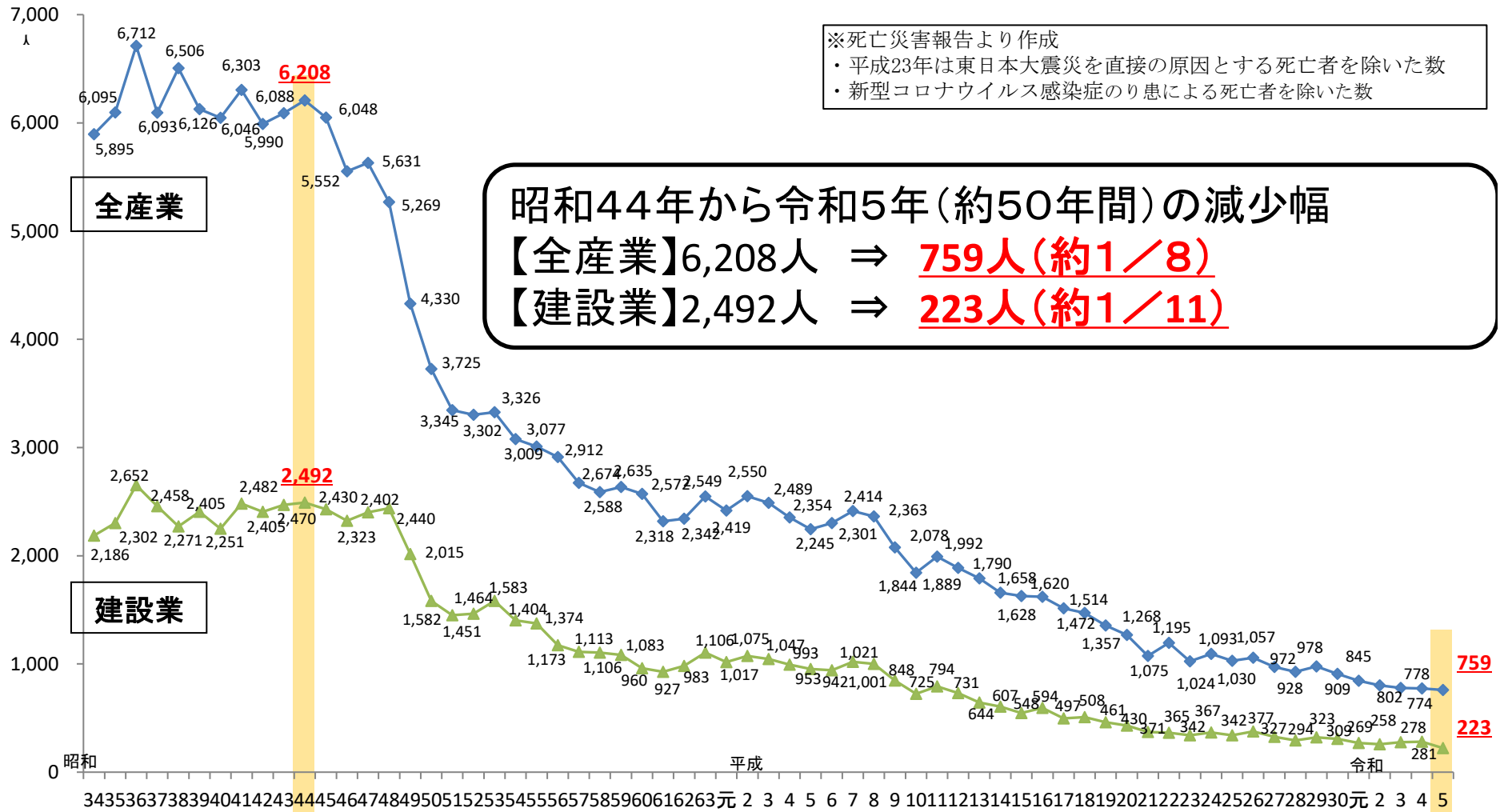
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

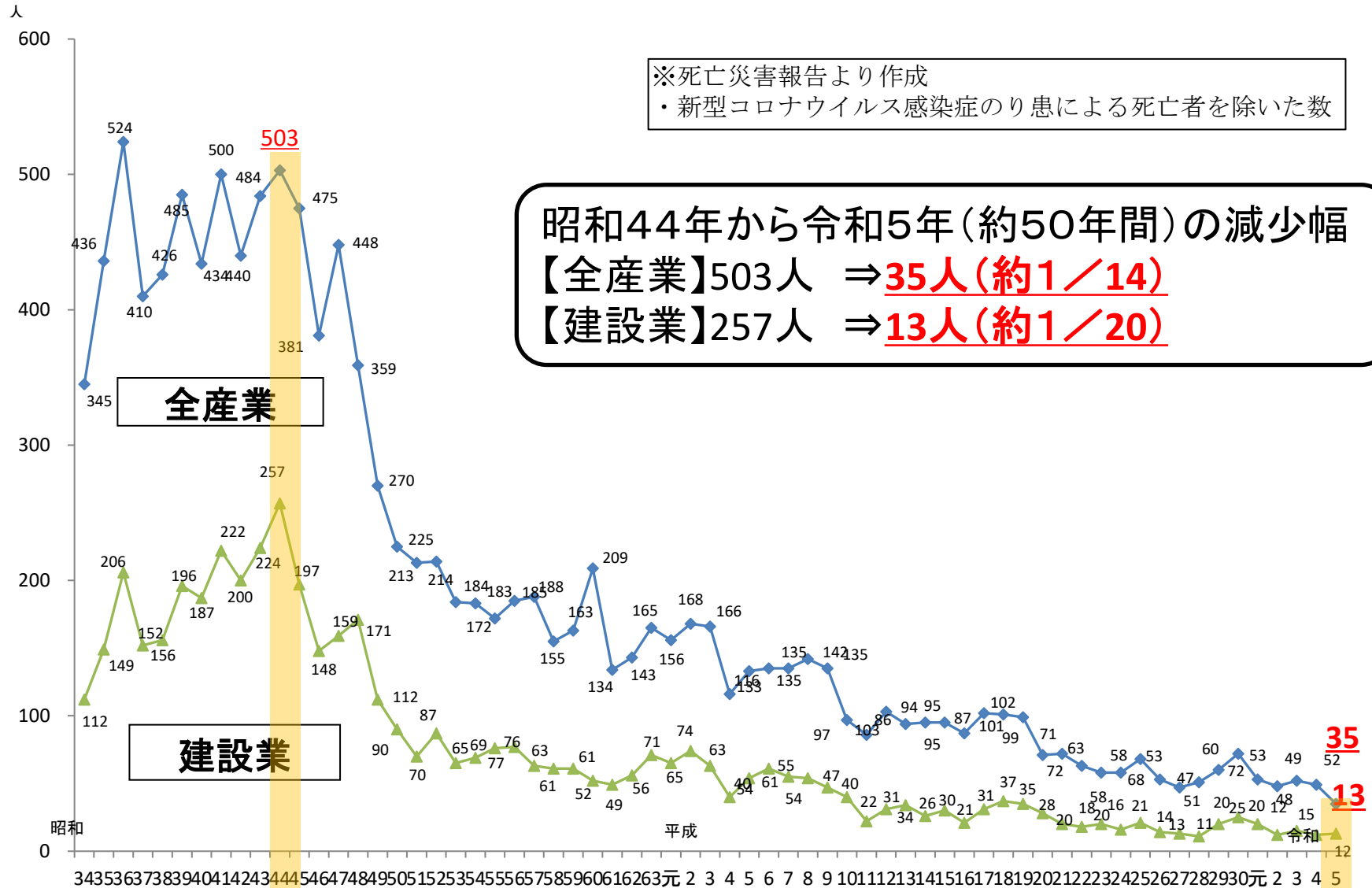
死亡災害発生状況の推移（全国）

■ 建設業の死亡災害は長期的に減少傾向。



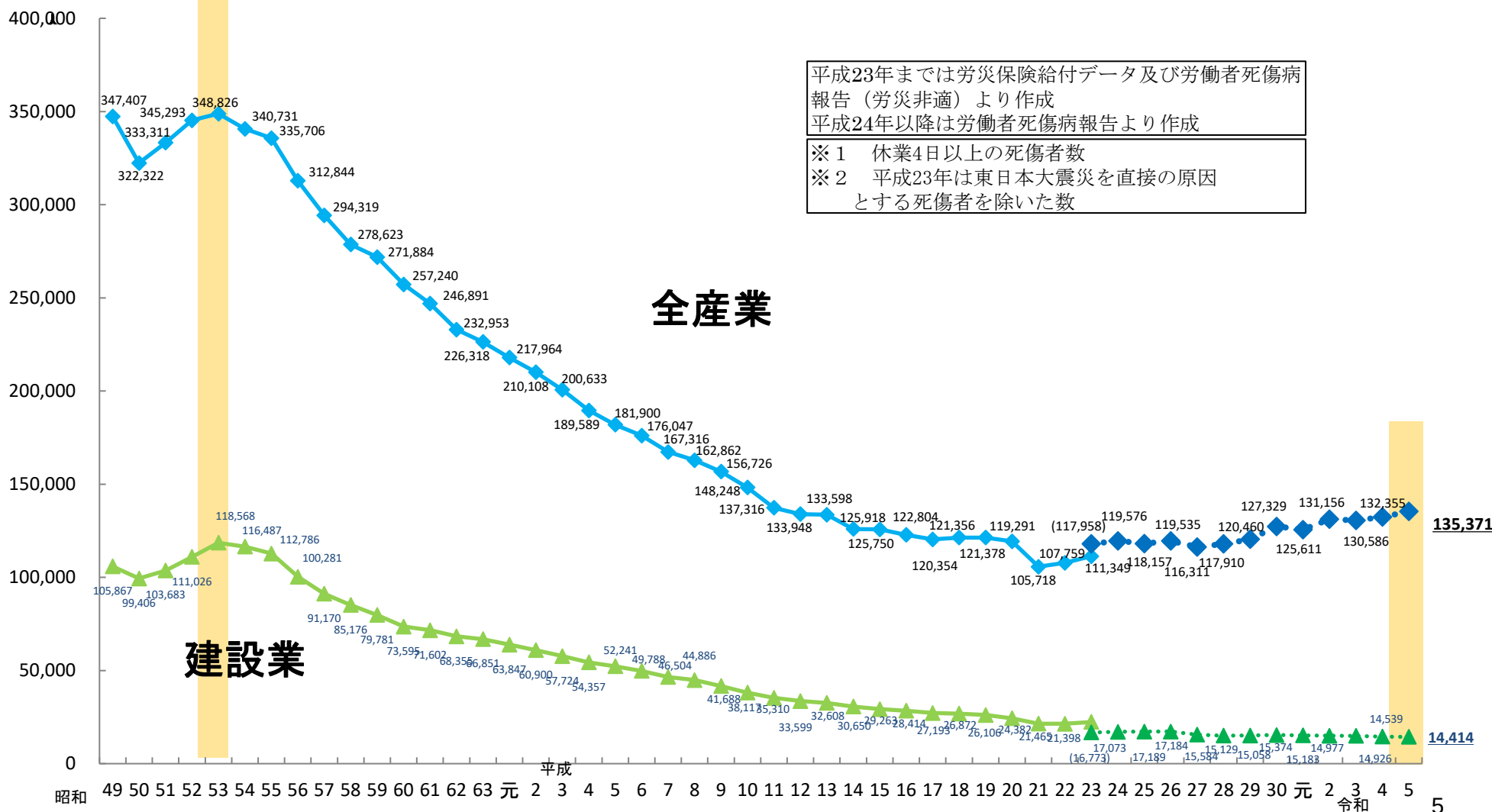
死亡災害発生状況の推移（大阪）

■ 大阪では建設業の死亡災害は長期的には減少傾向であるが、平成28年以降横ばい。



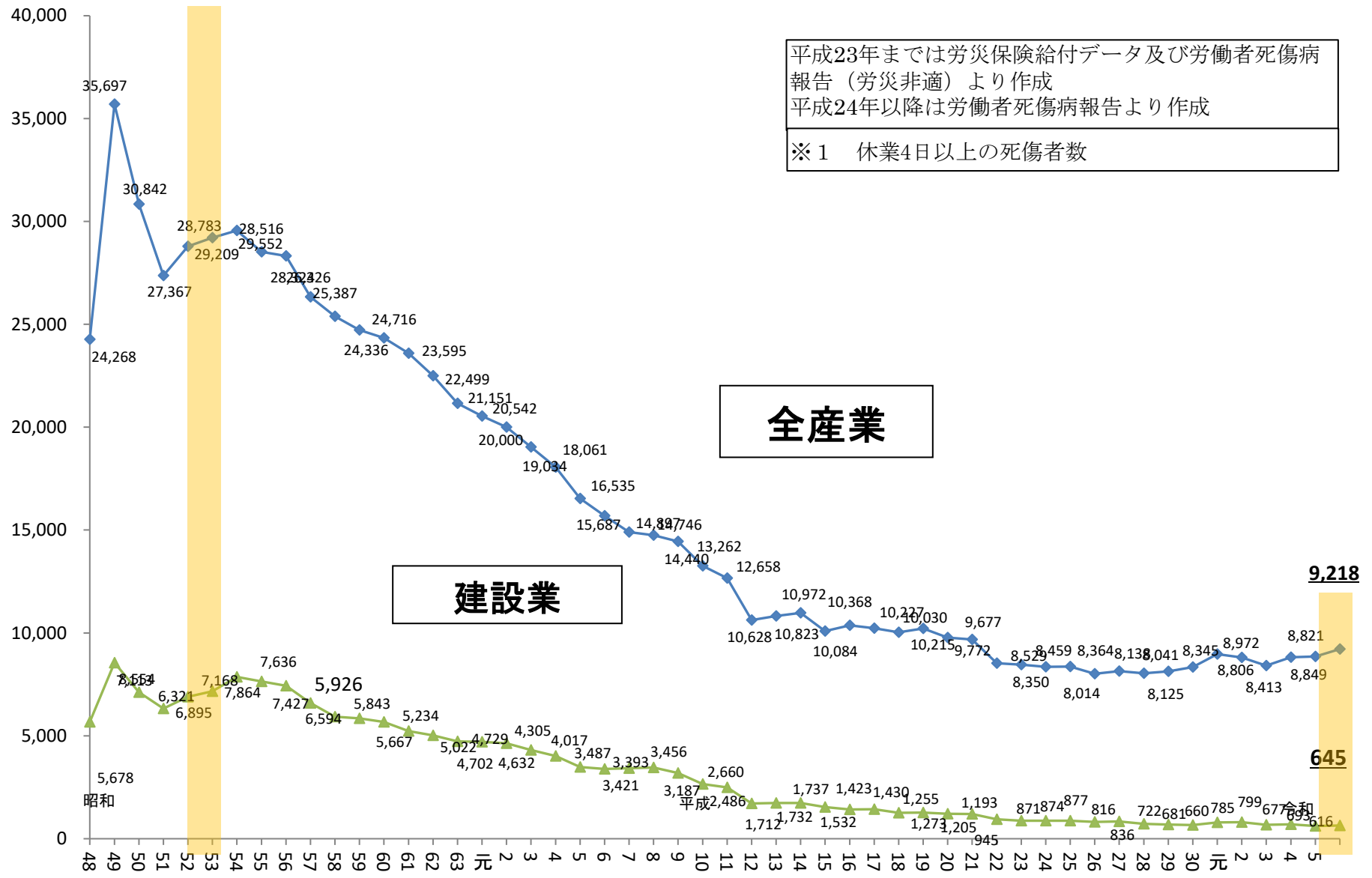
死傷災害発生状況の推移（全国）

■ **建設業**の死傷災害（休業4日以上）も**着実に減少**。



死傷災害発生状況の推移（大阪）

■ **大阪でも建設業**の死傷災害（休業4日以上）は**着実に減少**。



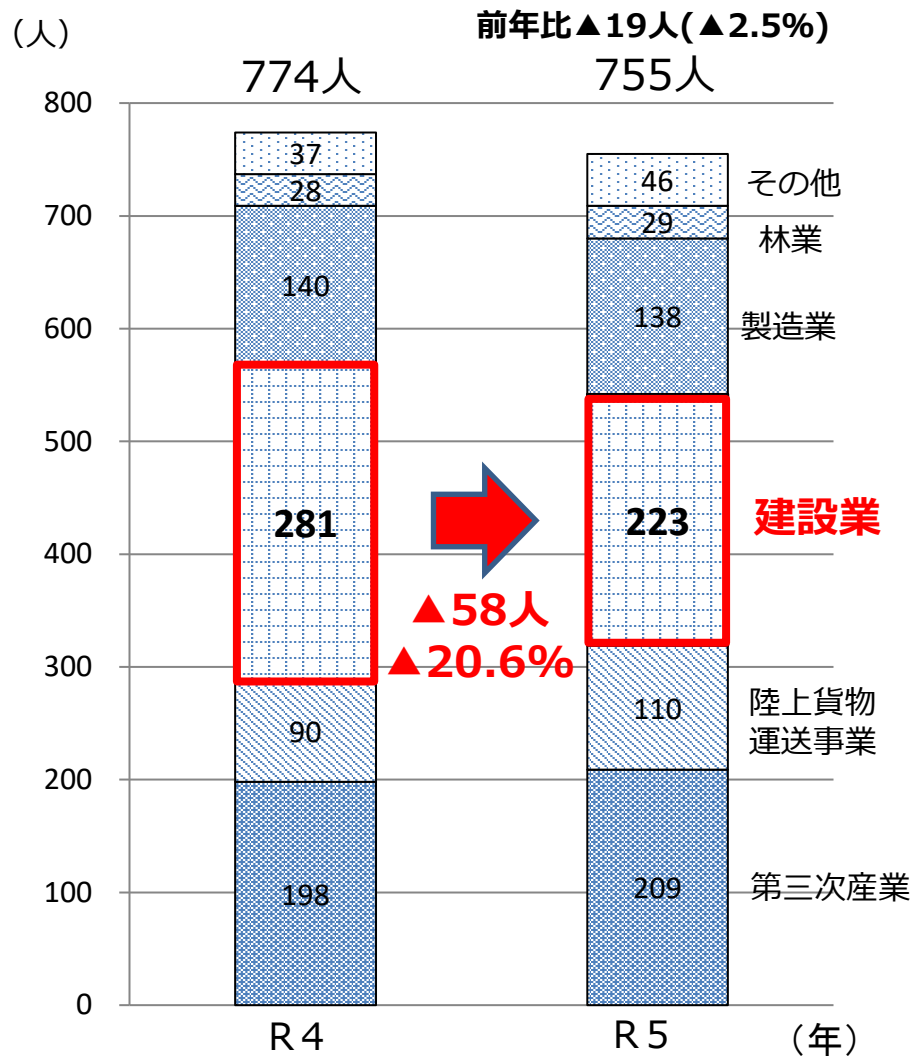
令和5年 労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの

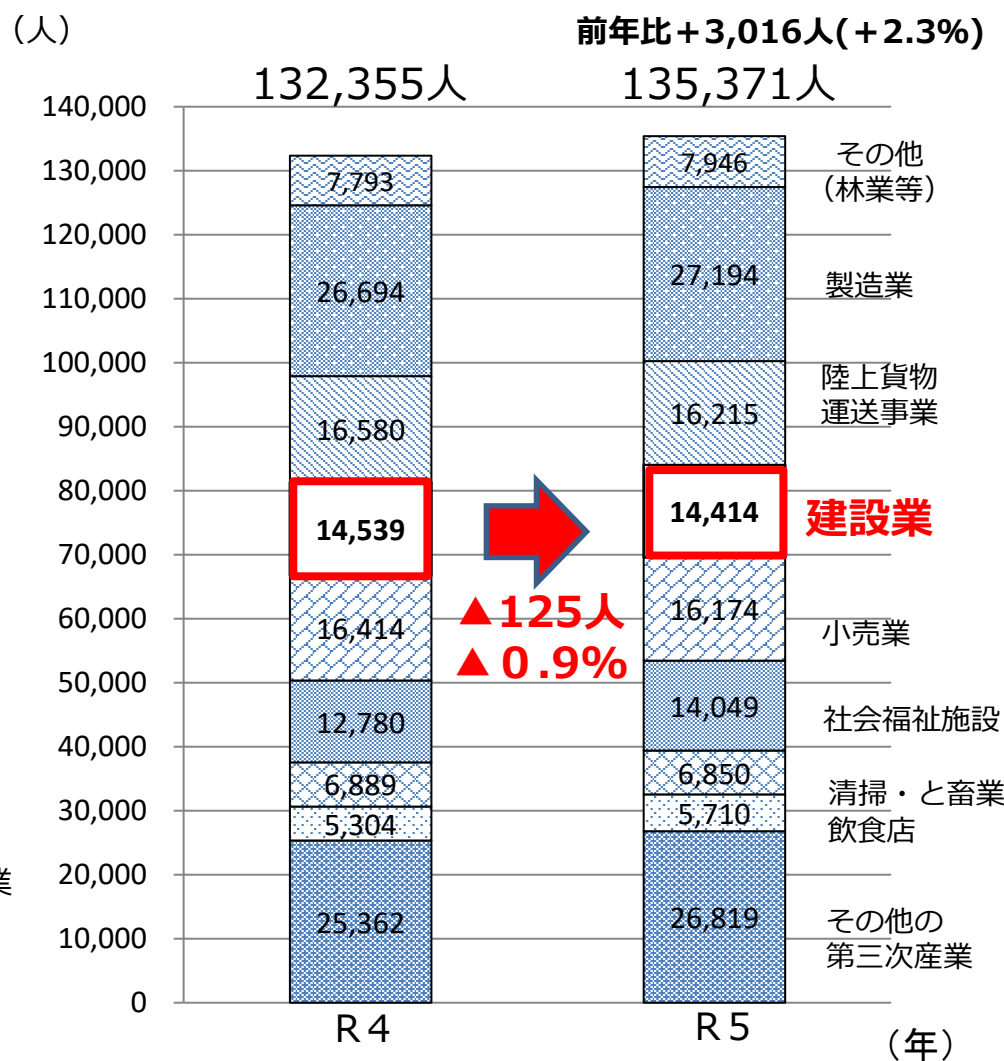
死亡災害

【業種別】

休業4日以上の死傷災害



出典：死亡災害報告



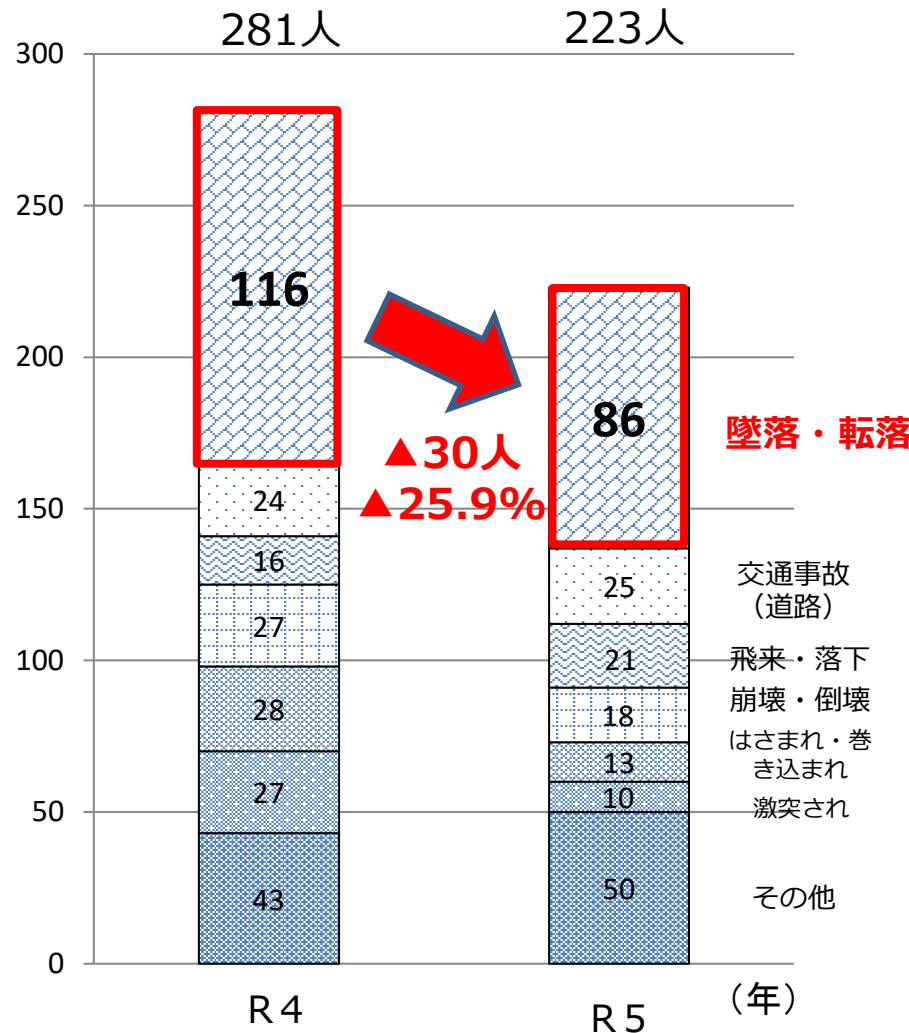
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

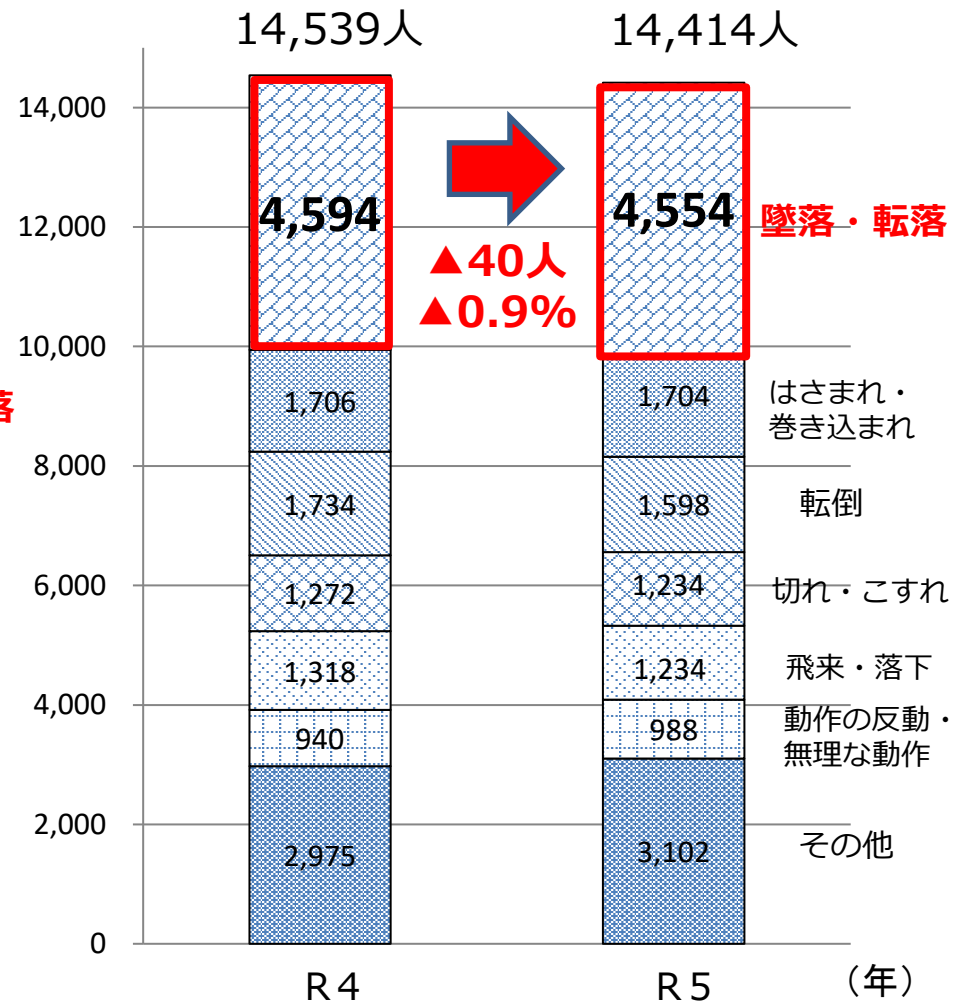
令和5年 建設業の労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの

死亡災害 【事故の型別（建設業）】 休業4日以上の死傷災害



出典：死亡災害報告



出典：労働者死傷病報告

建設業における労働災害発生状況の推移

○ 死亡災害（資料出所：死亡災害報告(厚生労働省)）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2※	R3※	R4※
死亡災害	367	342	377	327	294	323	309	269	256	278	281
墜落・転落 災害	157	160	148	128	134	135	136	110	95	110	116

R5※	前年 比較
223	▲58人 20.6%減少
86	▲30人 25.9%減少

○ 休業4日以上之死傷災害（資料出所：労働者死傷病報告(厚生労働省)）

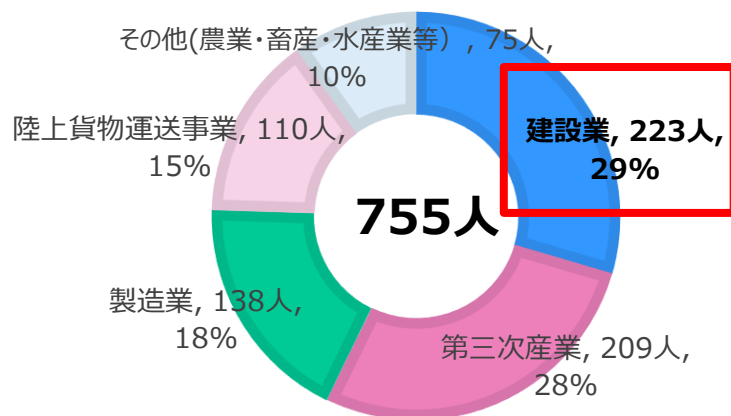
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 /R1	R2※	R3※	R4※
死傷災害	17,073	17,189	17,184	15,584	15,058	15,129	15,374	15,183	14,790	14,926	14,539
墜落・転落 災害	5,892	5,983	5,941	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869	4,594

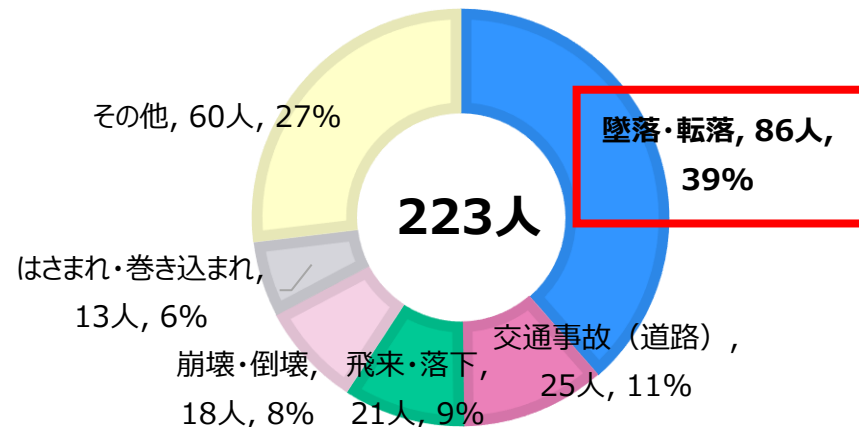
R5※	前年 比較
14,414	▲125人 0.9%減少
4,554	▲40人 0.9%減少

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除外したもの

令和5年死亡災害の業種別内訳



令和5年建設業の死亡災害の事故の型別内訳



- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

令和6年度 建設業における安全衛生対策【概要】

1. 安全対策

- (1) 墜落・転落防止対策
- (2) 令和6年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (3) 建設工事の現場等における荷役災害防止対策
- (4) 山岳トンネル工事における安全対策
- (5) 転倒災害の防止
- (6) 交通労働災害防止対策
- (7) 建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者の安全確保
- (8) 車両系建設機械等を運転中の墜落・転落防止対策
- (9) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業
- (10) 高年齢労働者等の労働災害の防止
- (11) 外国人労働者に対する労働災害防止対策
- (12) 一人親方等の安全衛生対策
- (13) 伐木等作業の安全対策
- (14) 安全な建設機械の普及
- (15) 建設工事関係者連絡会議の運営等
- (16) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

2. 労働衛生対策・化学物質対策

- 1 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進
- 2 熱中症対策
- 3 じん肺予防対策
- 4 騒音障害防止対策
- 5 化学物質による健康障害防止対策
- 6 石綿健康障害予防対策
- 7 危険有害な作業を行う場合に請け負わせる一人親方等への措置

3. 共通的な対策等

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 2 建設業における安全衛生教育の推進

(関連通達)

「令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(R6.3.29付け 基安安発0329第4号、基安労発0329第1号、基安化発0329第1号)

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (令和5年6月閣議決定)

はじめに

- 建設工事の現場での災害により、年間約350人もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに、**取組の周知やフォローを行う必要がある。**
- 一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- 建設工事従事者の高齢化が進行している中、**建設業を魅力的な仕事の場とし、若者をはじめとした入職の促進等、**中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。

(2) 安全及び健康に配慮した工期の設定

・休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

・一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。

・一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

・一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設業者等による自主的な取組の促進

(2) 工法や資機材等の開発・普及の促進

・i-Constructionを推進するとともに、**建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発及び普及を推進する。**

5. 安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 安全衛生教育の促進

(2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

(3) 「働き方改革」の推進

・適正な工期設定、週休二日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進め、**若者をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を図る。**

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

・労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

3. 健康確保対策の強化

(1) 熱中症、騒音障害防止対策

(2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等

(3) 新興・再興感染症への対応

4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善

(1) 女性の活躍促進

(2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応

(3) 高年齢労働者の安全及び健康の確保

5. 基本計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

(2) 調査・研究の充実

6. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

・策定後2～3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

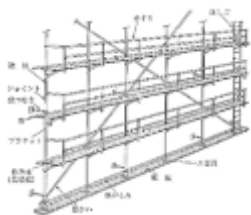
足場に関する改正労働安全衛生規則について

1

一側足場の使用範囲が明確化されます

R6.4.1
施行

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

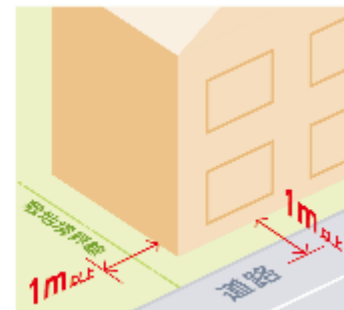


一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供）

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

R5.10.1
施行

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

- 指名の方法 点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

3

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

R5.10.1
施行

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

手すり先行工法等に関するガイドラインの改正

(令和5年12月26日付け基発1226第2号)

ガイドラインの目的・改正の主旨

- ・ 足場の組立て、解体又は変更の作業における手すり先行工法の普及促進を図ることにより、労働者の足場からの墜落等を防止すること。
- ・ くさび緊結式足場の普及、最新の技術基準や、足場に係る法令改正を反映すること。

主な改正内容

1. 直近の足場の使用状況の反映

○ くさび緊結式足場の普及の反映

- ・ 近年、主流となっているくさび緊結式足場について、その使用に当たった留意事項等を追記

○ 手すり先行工法の最近のトレンドの反映

- ・ 近年では、「手すり先送り方式」に代わり「手すり据置方式」による手すり先行工法が主流となっていることを反映

2. 足場部材の最新の技術基準等の反映

(一社)仮設工業会による、足場部材の最新の技術基準(くさび緊結式足場用先行手すり、安全ネット等)の反映

3. 足場に係る法令改正の反映

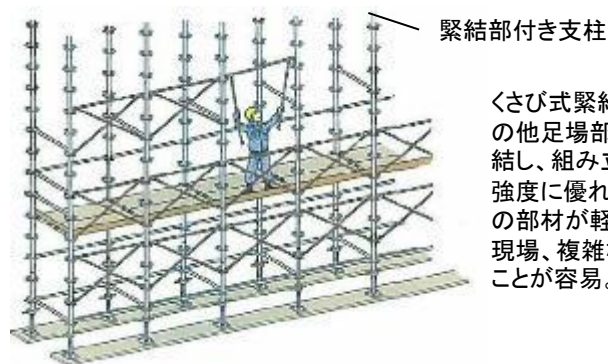
○ 足場の組立て作業の業務に係る特別教育の追加

○ 墜落制止用器具に係る法令改正の反映

- ・ 「安全帯」→「要求性能墜落制止用器具」
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具の使用に係る特別教育の追加

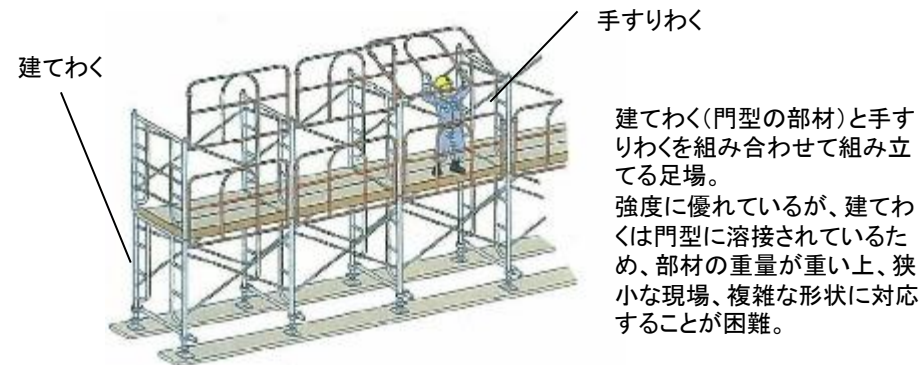
○ 足場の点検に係る法令改正等の反映

- ・ 点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加
- ・ 組立て等後点検実施者として、足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨



くさび緊結式足場の例

くさび式緊結部付き支柱とその他足場部材のくさび部で緊結し、組み立てる足場。
強度に優れている上、1つ1つの部材が軽量であり、狭小な現場、複雑な形状に対応することが容易。



わく組足場の例

建てわく(門型の部材)と手すりわくを組み合わせる組み立てる足場。
強度に優れているが、建てわくは門型に溶接されているため、部材の重量が重い上、狭小な現場、複雑な形状に対応することが困難。

木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアルの策定

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進

(令和6年3月29日付け基安安発0329第3号)

マニュアル策定の背景等

- ・ 建設業における死亡災害では墜落・転落が最多で約4割を占め、うち2割が屋根等からの墜落・転落となっているほか、死傷災害でははしご・脚立等からの墜落・転落が多くを占めている。
- ・ 建設職人基本法に基づき、令和5年6月に閣議決定された基本計画においても、屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの作成等が明記されたことも踏まえ、新たなマニュアルを策定した。

マニュアルの主な内容

1. 木造家屋等低層住宅建築工事の労働災害の特徴

- ・ 木建工事における死亡災害の説明（約8割が墜落・転落災害で、うち屋根等が約5割）
- ・ 墜落災害事例の紹介と再発防止対策の解説

2. 足場・屋根上・開口部等における墜落防止

- ・ リスクアセスメント、作業手順書、KY活動、足場の安全対策等の紹介
- ・ 作業床の設置が困難な場所での安全対策としてスライドレール式安全ブロック工法、親綱の設置方法等を解説

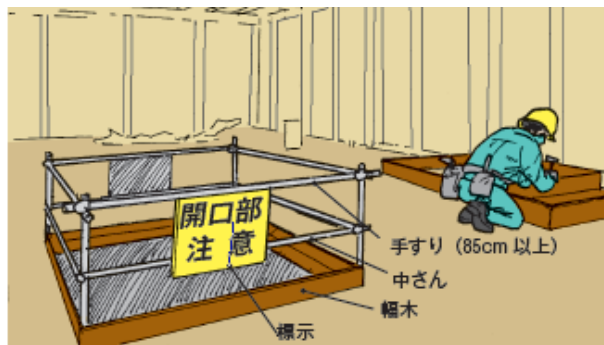
3. はしご・脚立等からの墜落防止

- ・ はしご・脚立等の安全性基準、法規制の説明
- ・ はしご・脚立の正しい使用方法、安全のポイント等をイラスト等で分かりやすく解説
- ・ アルミニウム合金製可搬式作業台の正しい使用方法の解説

4. 墜落制止用機具（安全帯）等の種類と特徴

- ・ 墜落制止用器具等の構造、特徴、使用上の注意事項等
- ・ 保護帽（ヘルメット）の使用上の注意事項、あごひもと耳紐の関係、安全靴の耐滑性、屈曲性及び安全性

5. 関係法令、規格、ガイドライン



開口部周りの墜落防止措置の例



スライドレール式安全ブロック工法



脚立の正しい使い方

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落災害防止措置等に係る改正労働安全衛生規則について



1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	●	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△		

○：現行の規則
●：新設
△：望ましい措置

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	- テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 - テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	- 荷の種類及び取扱い方法 - 台車の種類、構造及び取扱い方法 - 保護具の着用 - 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2時間

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

荷役作業時における労働災害防止対策 (陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

荷役作業の安全対策ガイドライン

(最終改正：令和5年3月28日付け基発0328第5号)

●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
→ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

●荷主等の実施事項

- 改善基準告示(※)の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前^に通知
- 陸運事業者との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
→ 疲労に配慮した休憩時間の確保、
着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が
不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

(最終改正：平成30年6月1日付け基発0601第1号)

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・走行計画の作成
 - ・点呼等の実施
 - ・荷役作業を行わせる場合の措置
→ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・交通安全情報マップの作成
- 荷主・元請事業者による配慮等
 - ・過積載運行の防止
 - ・改善基準告示(※)の遵守
 - ・安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 改正概要（R6.3.26）

ガイドライン改正の背景・目的

- 山岳トンネル工事*¹では、トンネル掘削の最先端で地山が露出している部分（切羽）において、トンネルの掘削面から岩石等が落下する災害（肌落ち災害）が散見されている。
- これらの災害では、ロックボルト*²の施工が十分でなかったこと、地山の状況に応じた工法や建設機械（ドリルジャンボ）の選定が適切ではなかったこと、現場の地山の状況に応じた設計変更等の措置が十分でなかったこと等が認められている。
- こうしたことから、厚生労働省では（独）労働者健康安全機構安全衛生総合研究所に検討を依頼し、切羽における肌落ち防止対策の御提言をいただき、必要な対策を新たにガイドラインに盛り込んだ。
- 厚生労働省では、改正ガイドラインの周知や事業者への指導を通じ、山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底を進めていく。

* 1 「山岳トンネル工事」は火薬類を爆発させ地山を破碎して掘削する工事。このほか、トンネル工事にはカッターを回転させて掘削するシールドトンネル工事などがある。

* 2 「ロックボルト」はトンネル掘削面から地山内部に放射状に穿(せん)孔された孔に挿入された鋼棒。

主な改正内容

1. 発注者等が講ずべき措置の新設

設計段階における適切な支保パターン*³の選定や鏡吹付け*⁴の実施、施工段階において設計変更に係る施工者との協議等を行うこととした。

2. 切羽の立入に関連し特段の配慮を必要とする範囲の新設

切羽（天端）からの45度の範囲を特段の配慮を必要とする範囲とし、可能な限り立入りを避けることとした。

3. 地山の状況に応じた支保パターンの選定（設計変更）

発注者と必要な情報等を共有の上、十分協議し連携して取り組むこと等とした。

4. 適切なドリルジャンボの選定及び速やかなロックボルトの施工

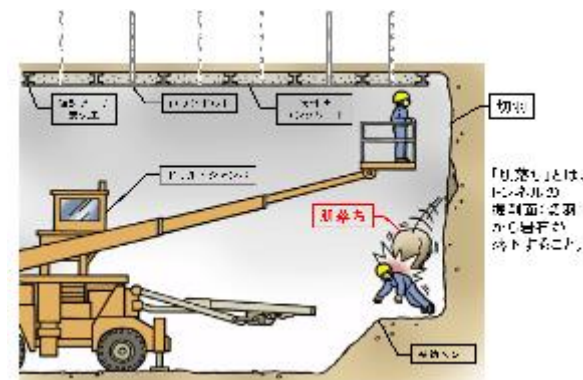
5. 切羽の自立が悪い場合における鏡吹付けの原則実施

* 3 「支保パターン」は地山の分類と支保部材の選定を組み合わせたもの。

* 4 「鏡吹付け」は、切羽の垂直面にコンクリートを吹き付けること。

6. その他

最新のデジタル技術等も活用し、各種作業の遠隔化・自動化、各種センサー等を活用した監視・検知等の取組を積極的に進めることとした。



転倒災害防止対策について (1-5関係)

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を 防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢パッキンヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を把握し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
➢適切な通路の設定
➢敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➢設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引込み防止、労働者が自らつまずくケースも多い
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引込み防止のルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
➢従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には防滑マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
➢水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから人の通行の徹底）
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第58条）
➢防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
➢隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
➢雨大時に滑りやすい敷地内の場所を把握し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
※中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

- ・骨折（約70%）
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 など

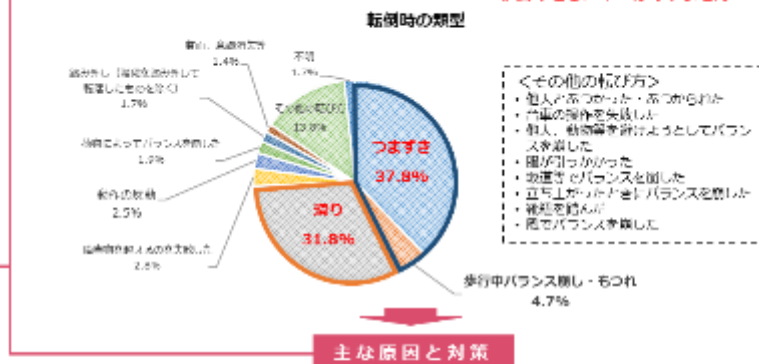
転倒災害による平均休業日数（※労働者災害病報告による休業日数）

47日

転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません



転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「110チェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも若くは増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

事業スキーム

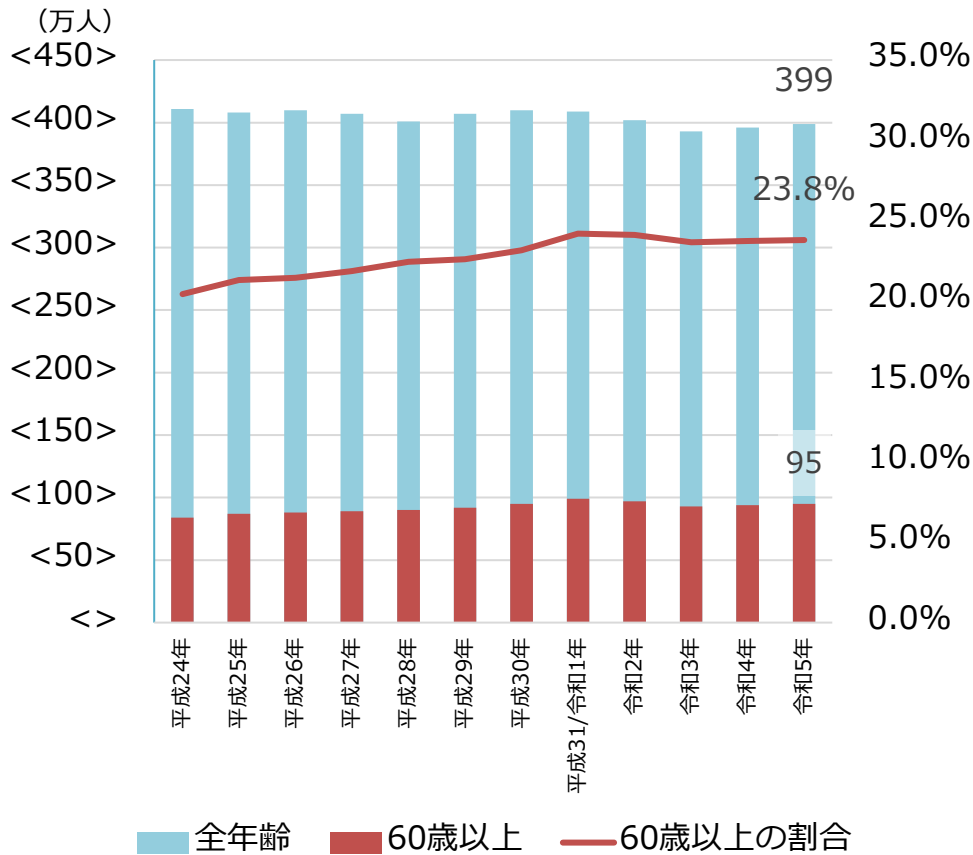
支援内容



高齢者の就労と被災状況（建設業）

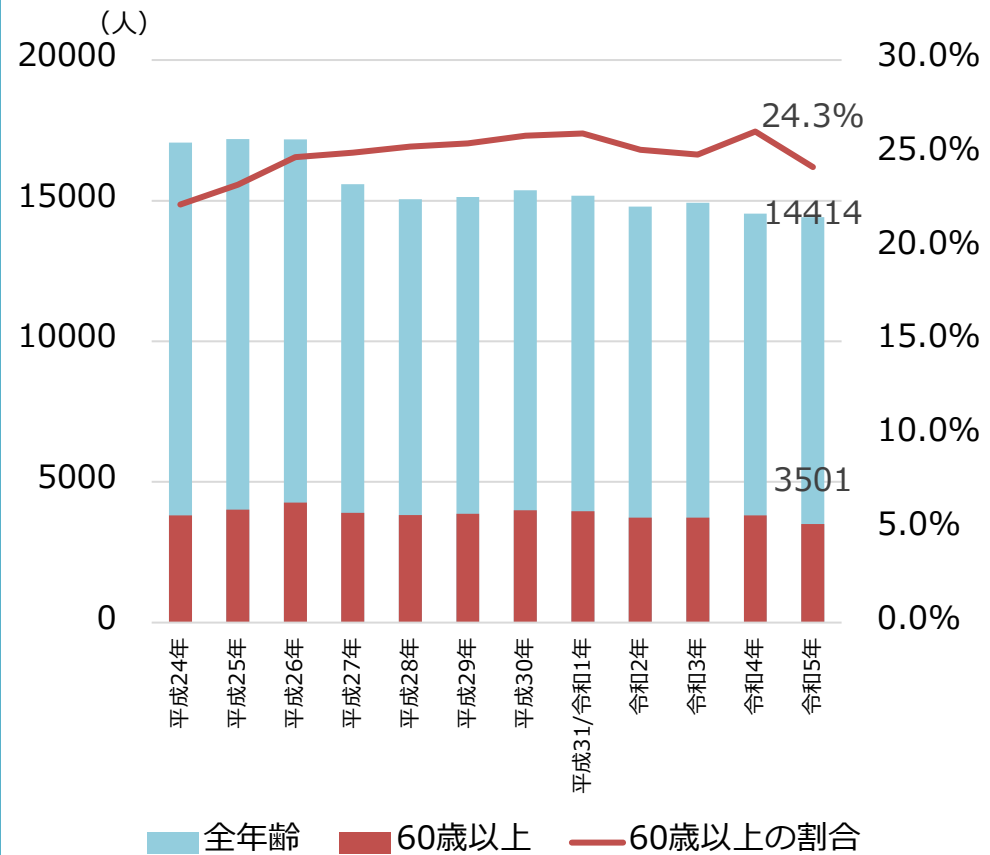
雇用者

全年齢に占める60歳以上の割合



労働災害による死傷者数

全年齢に占める60歳以上の割合



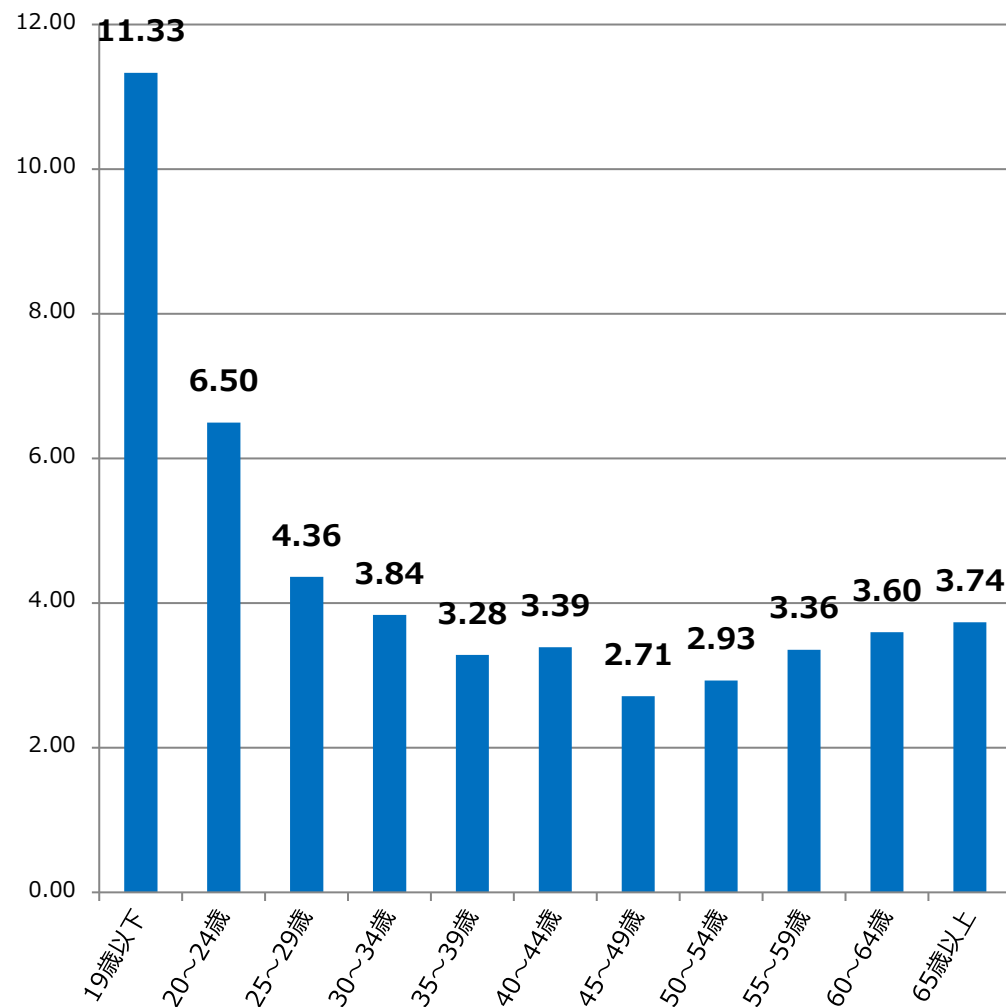
データ出所：労働力調査（総務省）（年齢階級、産業別雇用者数）における年齢別雇用者数（役員を含む。）

データ出所：労働者死傷病報告※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

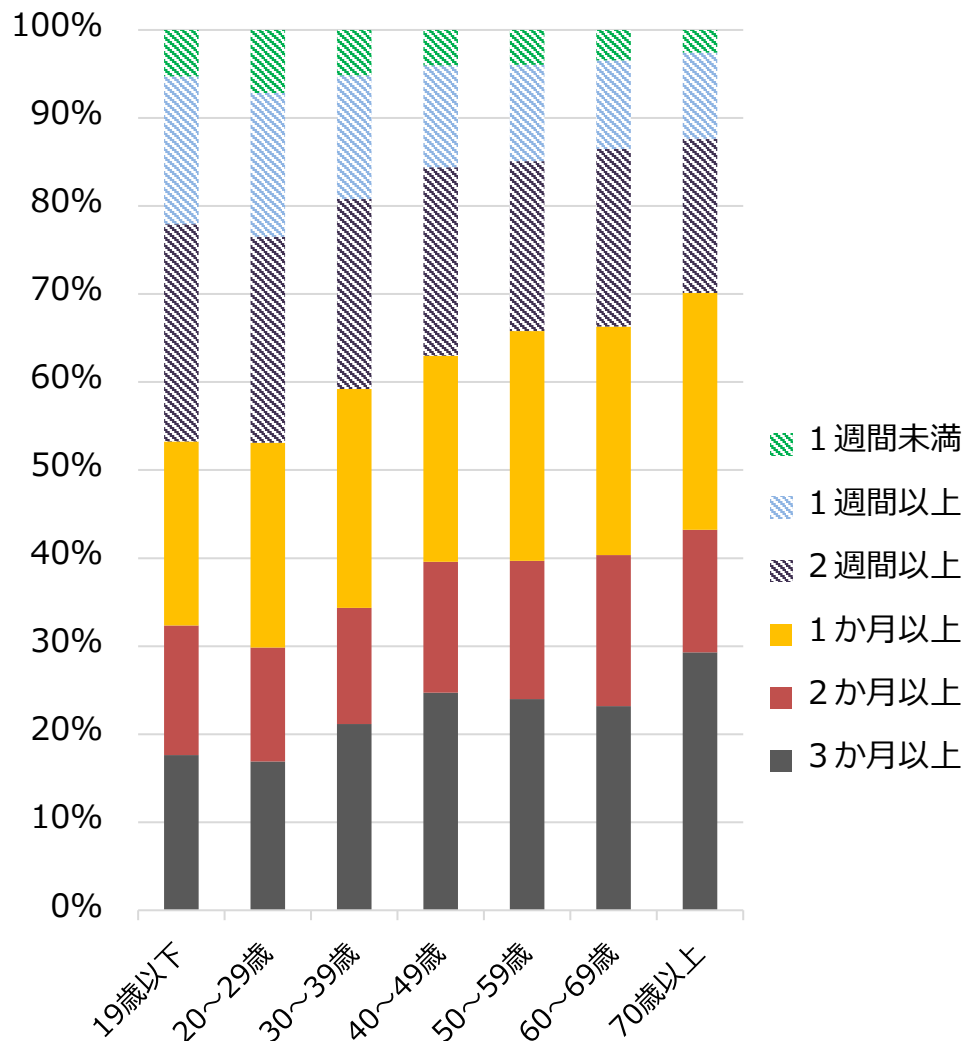
- ◆ 建設業における雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の割合は23.8%(令和5年)
- ◆ 建設業における労働災害による休業4日以上¹の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は24.3%(同)

建設業における高年齢労働者の労働災害の特徴 災害発生率（千人率）

年齢別 千人率（令和5年）



年齢別の休業見込み期間の長さ（令和5年）



データ出所：千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
 ：死傷者数…労働者死傷病報告（令和5年）
 ※ 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 ：労働者数…労働力調査（年次・2023年・基本集計第Ⅱ-2-2表 役員を含む雇用者）

データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く
 ※死亡災害は、休業3カ月以上に算入

エイジフレンドリーガイドラインの概要

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

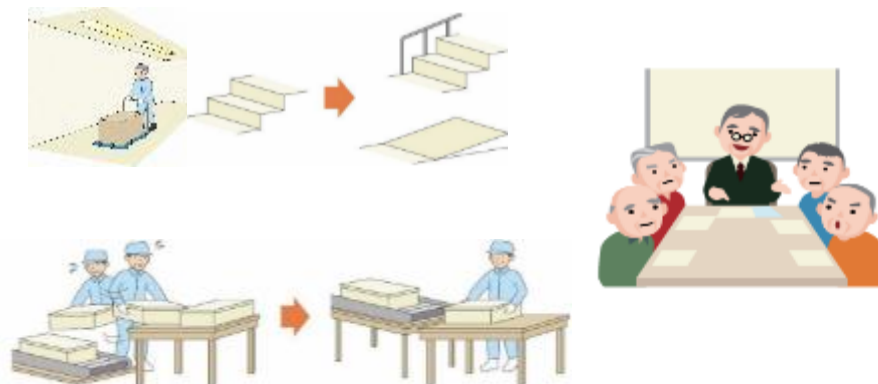
「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

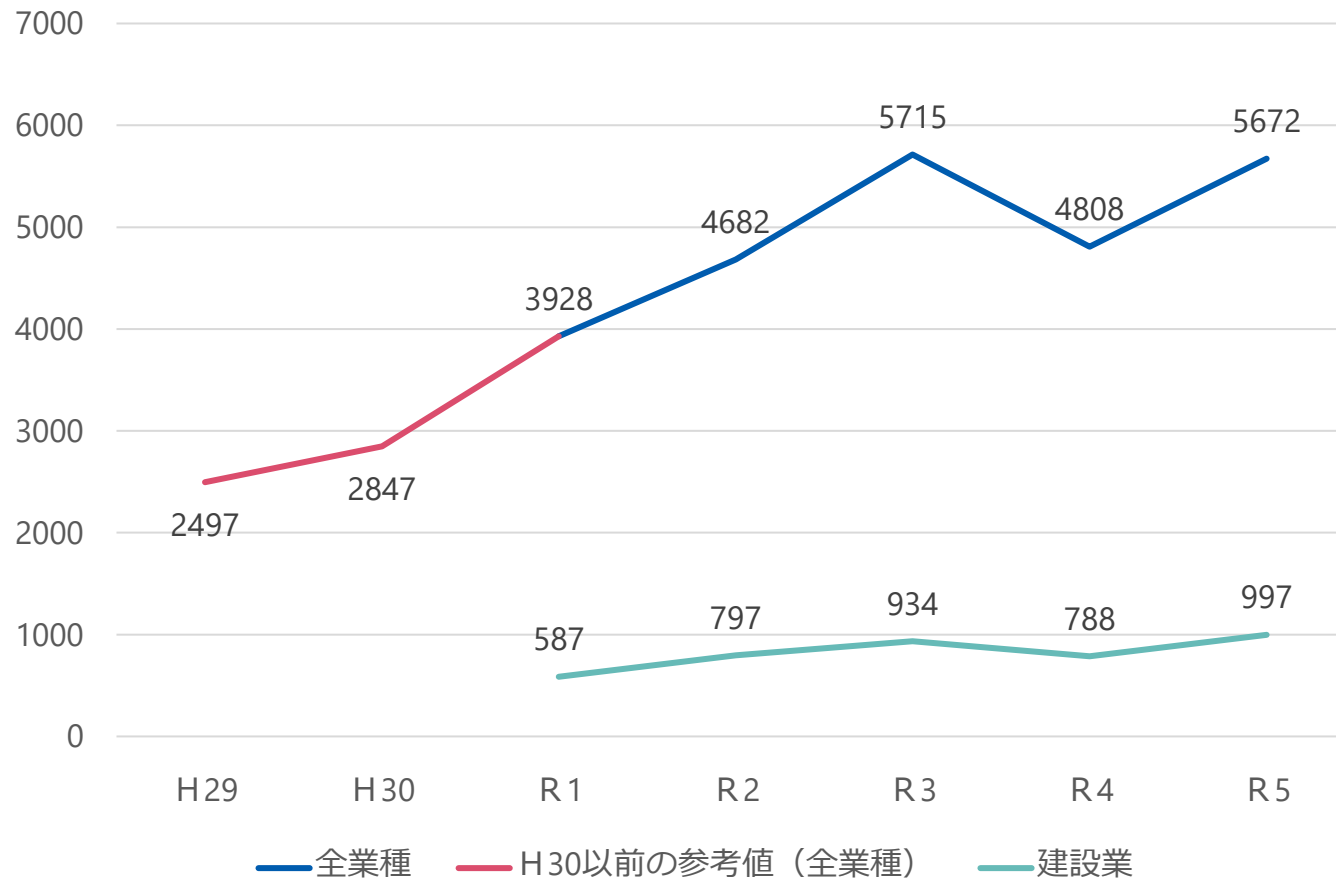
● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）



外国人労働者の労働災害発生状況

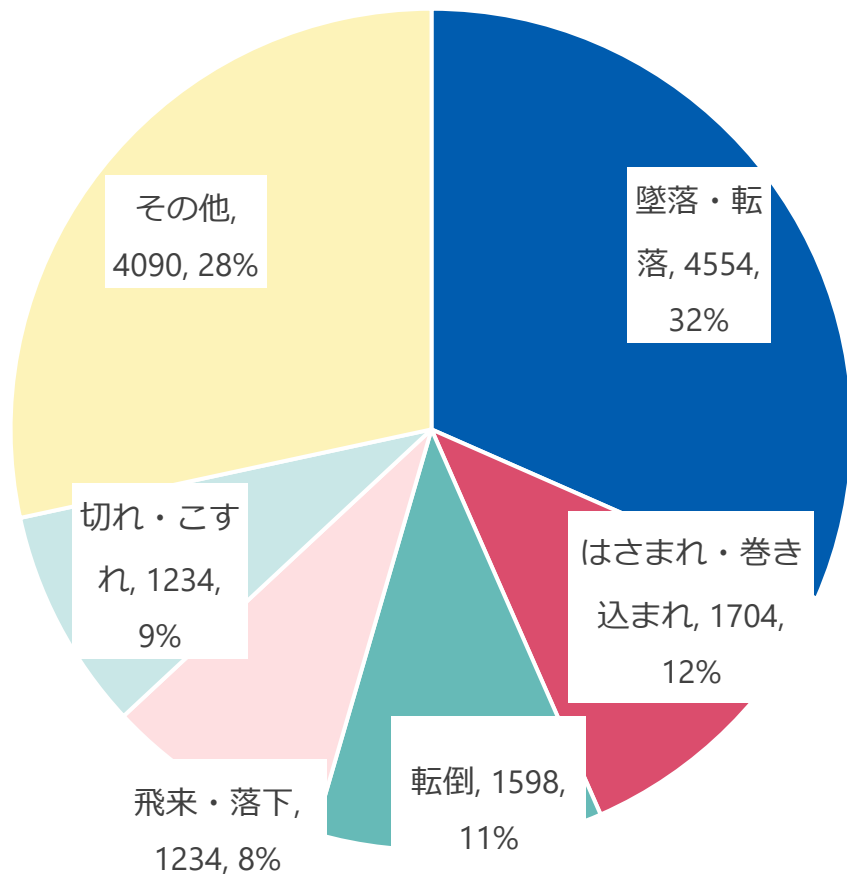


※出典：労働者死傷病報告（厚生労働省）

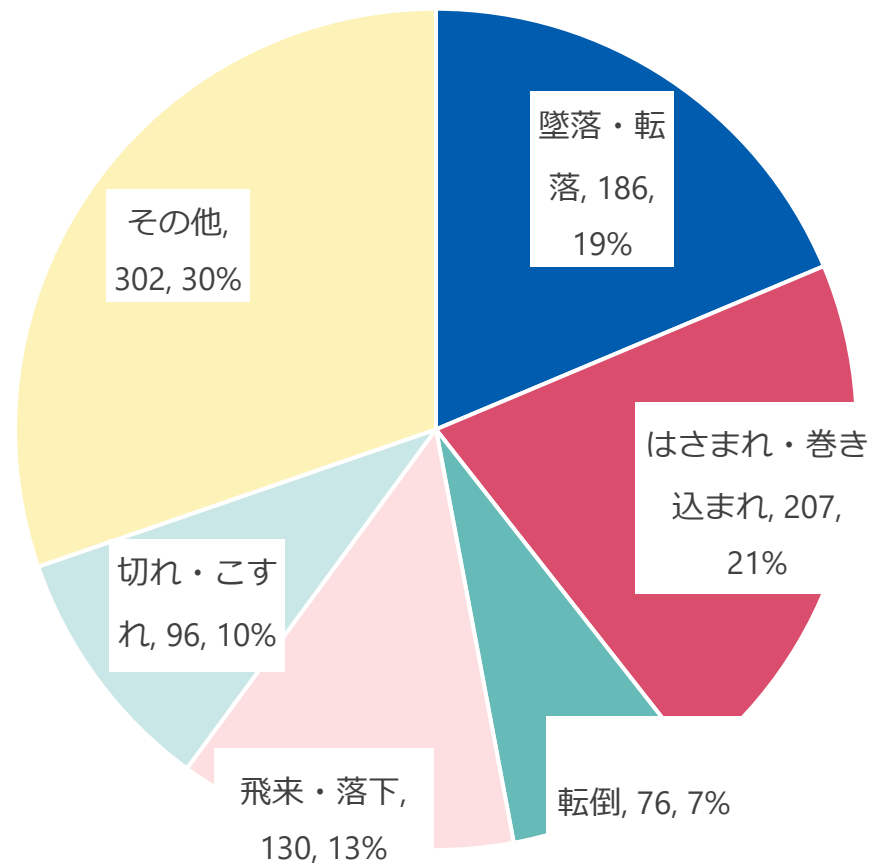
- 労働者死傷病報告の報告事項に国籍や在留資格が含まれたのは令和元年以降であり、H30年以前の数値は労働基準監督署で把握できた範囲の情報をもとに集計したもの。
- 令和2年、3年の死傷者数には、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を含んでいる。
- 令和4年、5年の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いている。

外国人労働者の労働災害発生状況

令和5年の建設業における死傷災害
事故の型別内訳（全体）



令和5年の建設業における死傷災害
事故の型別内訳（外国人）



外国人労働者の労働災害防止対策1

業務経験が
比較的短い

日本語そのものの
理解が不十分

コミュニケーション不足により、
職場の「危険」の伝達・理解も不足

対応方針

労働災害防止のための安全衛生教育等の実施

- 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（**母国語や視聴覚教材の使用**）
- 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に**理解させる。
- 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で**注意喚起語を**表示する**。 等

具体的な支援

安全衛生教育の支援

- **教育マニュアル**の作成（未熟練労働者対象）
（一部は外国人向け翻訳（28:製造業、29:陸運業、商業、30:産廃業、1:警備業））
- 外国人労働者向け**視聴覚教材**の作成（コミック、動画、VR等）
- **外国人在留支援センター**（R2.7月開設（於：東京・四谷））
※安全衛生相談窓口の設置、事業者向け教育マニュアル、全国で個別訪問実施
- 外国人労働者を雇用する事業場を対象とした**外国人労働者安全衛生管理セミナー**の開催

外国人労働者の労働災害防止対策2

- 外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施
 - ◆ 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（母国語や視聴覚教材の使用）
 - ◆ 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を確実に理解させる。
 - ◆ 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語で**注意喚起語を**表示する**。 等



安全表示の例

資料出所:外国人技能実習機構建設業マニュアル

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育研修会の御案内

- 建設業の一人親方等が死亡する事故は80人
- 厚生労働省では一人親方等向けの研修会を開催

令和6年度 厚生労働省委託事業

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育研修会

- 建設業で働く人の死亡事故（2023年）
 - ・ 労働者の死亡者は全産業 755 人のうち建設業では 223 人と業種別で最多！
 - ・ 一人親方等の死亡者は 80 人
 - ・ 労働者、一人親方等のいずれも、事故の型別では、「墜落・転落」が最多！
- 一人親方等でも多くの死亡事故が発生！

これって人ごとではないな...

あなたも研修会に
参加しませんか？

無料

お申し込み方法のご案内

- ・ 開催日時、場所、参加の申込み方法は、ホームページをご覧ください。ホームページからお申込みいただけます。
- ・ 多くの参加者が見込まれる場合は、法人や団体等のグループ単位での単独開催も受け付けております。

研修会の内容に関するご質問、ご相談等は、お気軽にご連絡ください。

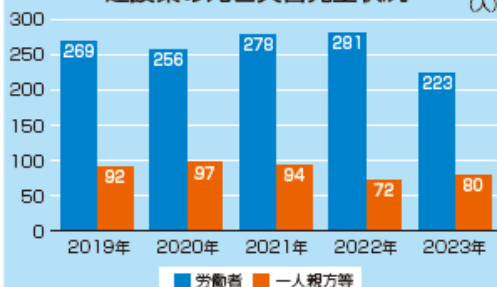
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 申込み窓口はこちら ↓
〒101-0047
東京都千代田区内神田1丁目12番2号
三秀ビル6階
電話 03 (5283) 1030
Fax 03 (5283) 1032
安全衛生教育研修会 詳細ページのURL
<https://www.zenkiren.com/jutaku/hitorioyakata/kenshukai.html>



※会場までの交通費は各自で負担して下さい。



建設業の死亡災害発生状況 (人)



※労働者には一人親方等の数は含まれていません

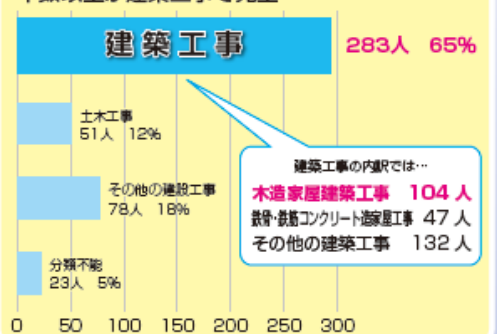
きょうもあしたも安全で健康
これが一番だね！！



2019～2023年の5年間で435人も一人親方等が亡くなられています

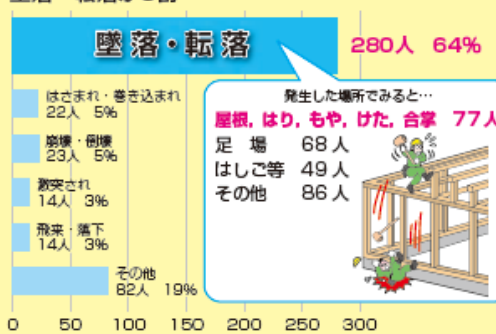
一人親方等の死亡災害

半数以上が建築工事で発生



建築工事の内訳では…
木造家屋建築工事 104人
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋工事 47人
その他の建築工事 132人

墜落・転落が6割



発生した場所で見ると…
屋根、はり、もや、けた、合掌 77人
足場 68人
はしご等 49人
その他 86人

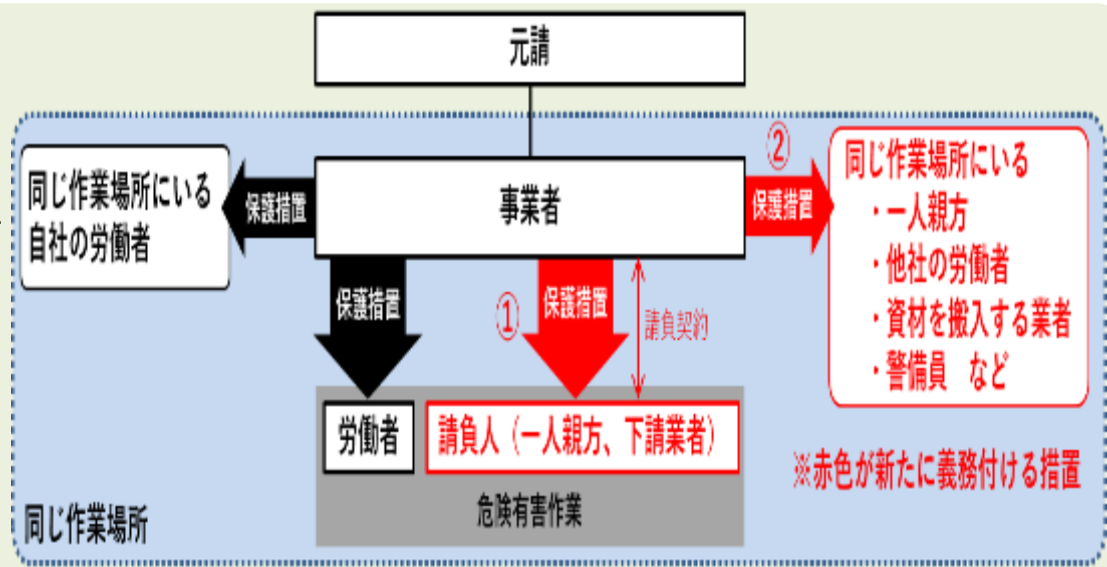


個人事業者等に対する安全衛生対策

■ **建設アスベスト訴訟の最高裁判決**において、石綿(アスベスト)の規制根拠である労働安全衛生法第22条は、**労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する**趣旨との判断がされたことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならない。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）**に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施。**
- ② 同じ**作業場所にいる労働者以外の者**（他の作業を行っている**一人親方**や**他社の労働者**、**資材搬入業者**、**警備員**など、**契約関係は問わない**）に対しても、**労働者と同等の保護措置を実施。**



① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

- ・ 有害物の発散防止の装置等の稼働 ⇒ 請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等**配慮する義務**。
- ・ マスク等の保護具の使用 ⇒ 保護具の使用が必要である旨を**周知する義務**。
- ・ 安全確保のための作業方法の遵守 ⇒ 作業方法の遵守が必要である旨を**周知する義務**。
- ・ 作業終了次の身体の汚染除去等 ⇒ 汚染除去が必要である旨を**周知する義務**。

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容

- ・ 危険箇所への立入禁止 ⇒ 立ち入りを禁止する**義務**。
- ・ 特定の場所での喫煙・飲食禁止 ⇒ 喫煙・飲食を禁止する**義務**。
- ・ 危険性等に関する掲示 ⇒ 掲示して知らせる**義務**。
- ・ 事故発生時の退避 ⇒ 退避させる**義務**。

**令和5年
4月1日
施行**

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所にて起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人**もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人**についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人**も退避させること

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、
 ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
 については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

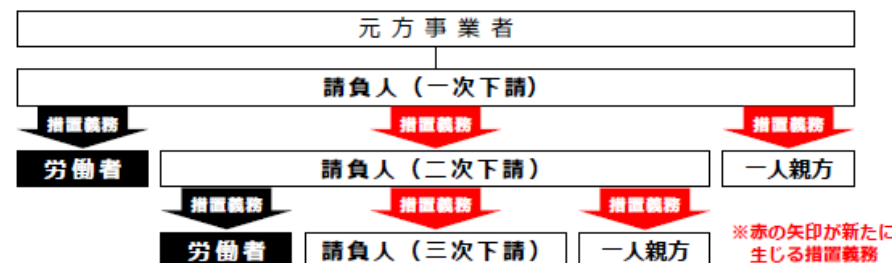
重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければならない。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
 周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人にも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

高度安全機械等導入支援補助金事業

近年、機械による事故の防止をサポートする様々な技術開発が行われていますが、産業現場の車両系建設機械においてもこれらの技術を活用し労働災害の防止を推進することが重要です。しかし、資力の乏しい中小事業者等においてはこれらの導入は困難であるため、令和4年度から、**中小事業者等を対象として、高度な安全性能を有する車両系建設機械の導入等のための経費の一部を補助**しています。

高度安全機械補助金

補助対象：高度な安全機能を有する車両系建設機械の導入等のために要する費用
(補助対象経費の1/2又は基準額のいずれか低い方を補助)



建設業労働災害防止協会

厚生労働省が指定した安全機能を有する機械導入のための当補助金事業の公募を実施

補助金

高度安全機械等導入事業者 (中小事業者等)

指定された対象機械を導入する
中小事業者等に対し、審査の上、交付決定

安全・安心な現場作業を応援します！

高度安全機械等導入支援補助金

指定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です！

- 建設用トラッククレーン 後部視界カメラ
- 掘削ショベル 後部視界カメラ・減速・停止装置
- ホイールローダー 後部視界カメラ・減速・停止装置

安全装置を取り付けると
最大100万円の補助金が受けられます!!

Web登録期間
2024年 4月10日～
2024年 1月24日まで

対象となる申請者
●中小事業者であること ●建設業許可を取得していること

補助金交付額
【安全装置1台につき】
100万円
【安全装置2台以上】
500万円

申請方法
詳しくは厚労省本部ホームページをご覧ください。
<https://www.kensabou.or.jp/> 建設業 建設部

問い合わせ
03-6275-1095 (受付時間: 午前9時～午後5時)

厚生労働省・建設業労働災害防止協会・労働基準監督署
建設業労働災害防止協会(連絡: 建設部)

厚労省本部ホームページ
建設業労働災害防止協会(連絡: 建設部)

令和6年度

Web申請登録期間 4/10～1/24

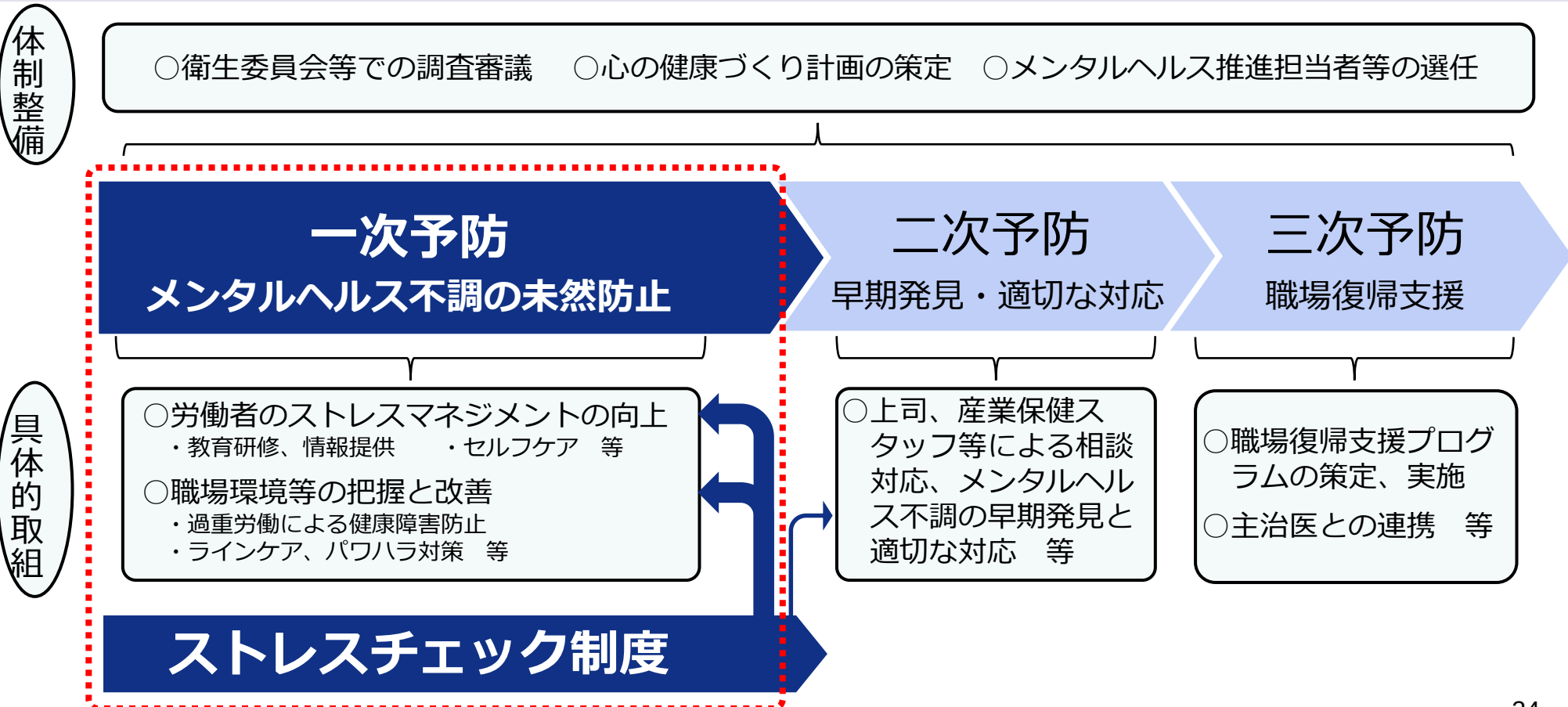
実績(7/1現在)

Web申込額 約 85,000,000円 (194機)
交付決定額 約 67,000,000円 (155機) (予算約2.0億円)

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係**
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

メンタルヘルス対策の体系とストレスチェック制度

- 事業場における労働者のメンタルヘルスケアは、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられる。
- ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入され、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進が図られている。



個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（令和6年5月28日策定・公表）

個人事業者等※¹が健康に働くために、個人事業者等が自身で行う事項、注文者等※²が行う又は配慮する事項等を周知し、自主的な取組を促すもの※³。

※1 「個人事業者等」とは、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中小企業の事業主又は役員。労働基準法上の「労働者」に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず、「労働者」として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令が適用される。

※2 「注文者等」とは、個人事業者等に仕事を注文する注文者又は注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う者

※3 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書(R5.10)をもとに、労働政策審議会安全衛生分科会の議論を経て、厚労省労働基準局長名で策定。

個人事業者等の健康管理の基本的な考え方と各主体の実施事項等

◆労働者が行う作業と類似の作業を行う者については、労働者であるか否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきとの考え方のもと、ガイドラインでは、各主体について基本的な考え方と実施事項等を次のように示している。

主体	基本的な考え方	実施事項等
個人事業者等	個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要であり、各種支援を活用しつつ自らで健康管理を行うことが基本	- 健康管理に関する意識の向上 - 危険有害業務による健康障害リスクの理解 - 定期的な健康診断の受診による健康管理 - 長時間の就業による健康障害の防止 - メンタルヘルス不調の予防 - 腰痛の防止/情報機器作業における労働衛生管理 - 適切な作業環境の確保 - 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力
注文者等	- 注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性もあることから、その影響の程度に応じて、注文者等が必要な措置を講じることが重要。 - 個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましい。	- 長時間の就業による健康障害の防止 - 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における医師の面談機会の提供 - メンタルヘルス不調の予防 - 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等 - 健康診断の受診に要する費用の配慮 - 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保
団体等	各業種・職種の個人事業者等や注文者等の団体、仲介業者等には、個人事業者等及び注文者等に対して必要な支援を行うことが期待される。	- 個人事業者等への情報提供 - 必要に応じて、業種・職種別の実情に応じた業種・職種別ガイドラインの策定

※ 国は、個人事業者等の健康管理に活用できるツールの提供、労災保険に特別加入している個人事業者等に対する産業保健総合支援センター及び及び地域産業保健センター等による支援等、個人事業者等の健康管理を支援するための取組を行う。関連情報を厚労省ホームページで発信する。

熱中症の基本対策

■「職場における熱中症予防対策マニュアル」より、①**作業環境管理**、②**作業管理**、③**健康管理**の3つのポイントにより熱中症の基本的な対策を実施。

1 作業環境管理

①WBGT値（暑さ指数）の測定

- ・ **作業場所のWBGTを測定**、監督署にも携帯指数計を配備

②WBGT値が基準値を超えるような作業では

- ・ **WBGT値低減のために屋根、休憩場所、通風・冷房設備、水分・塩分の補給設備等の整備**

2 作業管理

- ・ 休憩時間、連続作業時間の短縮、計画的な熱への順化、**定期的に水分・塩分摂取すること**、巡視、必要時の作業中断 など
- ・ 暑熱作業が続く場合は、作業開始時の体温を下げる**ブレーキング**も一案

3 健康管理

- ・ 基礎疾患などを考慮した就業上の配慮、日常の健康管理指導、**作業開始前の健康状態（睡眠不足や前日の飲酒など）の確認**

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

皮膚等障害化学物質への直接接触の防止について

- 皮膚等障害化学物質を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させなければならない。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ **不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具の使用：義務（令和6年4月1日～）**

皮膚等障害化学物質（令和5年8月4日時点）	
皮膚刺激性有害物質	皮膚吸収性有害物質
国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「 皮膚腐食性・刺激性 」、「 眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性 」及び「 呼吸器感作性又は皮膚感作性 」のいずれかで 区分1に分類 されている物質	皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質
868物質（おおむねCAS番号ベース）	296物質（通達上） 320物質（CAS番号ベース）

○皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について→対象物質の一覧参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

②健康障害を起こすおそれが**ない**ことが明らかなもの**以外**の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ **保護眼鏡、保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務**

新たな化学物質規制の円滑な施行のための取組み（1）

保護手袋の選択方法（皮膚障害等防止用保護具の選択マニュアル（R6.2月））

- ① 作業分類、作業時間により、使用可能な耐透過性クラスを選択
- ② 取り扱う物質に応じ、①の耐透過性クラスを満たす材質及び厚さを選択（混合物の場合は、全ての物質を考慮）

手順2（化学防護手袋のスクリーニング①）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

- スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。
- スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表（抜粋）】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

環境分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム	多層フィルム
			厚さ (mm)	0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.062	0.06
316,442	100-02-7	パーフルオロエーテル		○	○	○	○	○	○	○	○
502	10025-07-9	一酸化炭素		×	×	×	×	×	×	×	×
480	10025-78-2	トリクロロエチレン		×	×	×	×	×	×	×	×
360	10025-07-3	塩化メチレン		×	×	×	×	×	×	×	×

手順3（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しない想定される作業※3
● 耐透過性クラス5、6 ○ 耐透過性クラス3、4 △ 耐透過性クラス1、2		手を浸漬するなど手や腕全体が化学物質に触れる作業やウェスで拭きとる等で手のひら全体が化学物質に触れる作業等、化学物質に触れる面積が大きい作業又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまうおそれが高い作業。	作業分類1以外で、指先に化学物質に触れる作業や飛沫により液滴が手に触れる作業等、手の一部が化学物質に触れる作業又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまうおそれが高い作業。	化学物質を取り扱うが、化学物質に触れることは通常想定されない作業又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、飛沫等がかかるおそれがある作業。 本分類では化学物質に触れた際は、その時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する。
作業時間	240分超	●	●	●
	60分超 240分以下	●	○	○
	60分以下	●	○	○

※2：なほ異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

【混合物の選択例1：耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニルアルコール	...	バイトン/ブチル	多層フィルム	多層フィルム
		厚さ (mm)	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム（Ⅲ）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1330-20-7	キシレン		×	△	-	×	△	×	○	○	○	○	○
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	○	○	△	○	○	△	△	○	○	-
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	○	×	△	△	○	○	-
84-74-2	ブチルゴム		○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム		○	○	○	×	○	△	-	○	-	-	-

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。

混合物に対して、全ての物質に対して耐透過性能を示す材料を選択する。

具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム（0.35mm）**もしくは**バイトン/ブチル（0.3mm）**の材料の手袋を使用。
- ✓ △でよいかどうかは、手順3の表で確認する。

【混合物の選択例2：いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニルアルコール	...	バイトン/ブチル	多層フィルム	多層フィルム
		厚さ (mm)	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	0.062	0.06
1308-38-9	酸化クロム（Ⅲ）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1330-20-7	キシレン		×	△	-	×	△	×	○	○	○	○	○
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		○	○	○	△	○	○	△	△	○	○	-
75-07-0	アセトアルデヒド		×	×	×	×	○	×	△	△	○	○	-
84-74-2	ブチルゴム		○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム		○	○	○	×	○	△	-	○	-	-	-

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。

作業時間、作業分類から必要な耐透過性能に応じて材料を選択する。

新たな化学物質規制の円滑な施行のための取組み（２）

業種別マニュアルの作成

- これまで、建設業における、スラリー状のコンクリートを使用する作業、セメント系粉体取扱い作業、ドア塗装等有機溶剤取扱い作業などに係る化学物質リスク管理マニュアルを作成（令和６年３月）。
- 本年度は、洗浄・殺菌剤、塗料、接着剤を使用する作業について、業種別マニュアルを作成予定。

ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 リスク管理マニュアル

作業		スプレー、刷毛又はローラーによる屋内ドア塗装		取扱い会社名		元請会社名	
製品名		メーカー		作業内容		作業期間	
化学物質管理者		選任日		保護具着用管理責任者		選任日	
化学物質名		裏表紙のチェック欄にチェックする。		保護具の留意点	【吸収缶】・吸収缶は、開封後数日使用する場合も最大で５日間までである。 （メタノールを含む製品を使用した場合は、再利用してはならない。） ・使用後は取扱説明書に従い、密閉容器に入れ、冷暗所で保管する。 【防護手袋】・使用する手袋は、化学防護手袋とする。選定した化学防護手袋の耐透過性クラスを確認する。		
発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無							
危険性	 ○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発のおそれがある。 ○塗料が、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し、発熱、蓄熱すると自然発火するおそれがある。			(1)換気 (2)マスク (3)防護手袋を使用する作業   			
有害性	 ○アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 ○蒸気を吸入すると、アレルギー喘息または呼吸器困難をおこすおそれがある。 ○発がん性のおそれがある。 ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響のおそれがある。			(1)換気 (2)マスク (3)防護手袋を使用する作業   			
緊急時の対応	○吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し、炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清潔な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。			その他 1 酸素欠乏危険場所（密閉空間、地下室等）での作業においては、自給式呼吸器を使用すること。 2 ウレタン・エポキシ樹脂を含む製品には、皮膚感受性、呼吸器感受性があるインソシアネート類が含まれている場合もあるので、保護具の着用に留意する。			
作業内容		作業内容・製品に応じた呼吸用保護具		作業内容		記録欄	
A	刷毛の洗浄 材料の攪拌 (飛沫)	防毒マスク（有機ガス用）を使用する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）		A ・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。		異常の記録 (保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど) 応急処置の記録等	
B	スプレー塗装	全面形面体防じん機能付防毒マスクを推奨する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）		B ・ただし、洗浄液の中に手を入れる場合は、多層フィルムを下にニトリルゴム製を上重ねて使用する。		皮膚が露出しない服を使用する。 (夏季においては、熱中症対策が必要)	
C	刷毛、ローラーでの塗装 (接触)	狭い場所、地下室での作業、⑥が含まれる溶剤を使用する場合は、防毒マスク（有機ガス用）を使用する。 ※臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。（メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）		C ・ニトリルゴム製の手袋を使用する（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）。		安全靴を使用する。	
D	だめ直し等少量の溶剤を使用する 塗装 (接触)			D		上向き作業の場合は側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	
保護具着用管理責任者 (前日までに記入)		選択したマスクを記載		選択したものを記載		選択したものを記載	
実施する作業内容 (当日記入)		実際に使用したものを記載		実際に使用したものを記載		実際に使用したものを記載	
						各作業員 全員確認 サイン	
						元請確認	

＜例：建設業リスク管理マニュアル＞

対象作業を実際に行う際に使用する製品や、含まれる化学物質名等を化学物質管理者が記載

対象作業で主に使用する製品に含まれる化学物質の危険性・有害性

対象作業のリスク低減対策

対象作業を構成する個別の作業ごとで使用する保護具

実際に使用する保護具等を保護具着用管理責任者等が記載、実際の作業の記録を職長等が記載

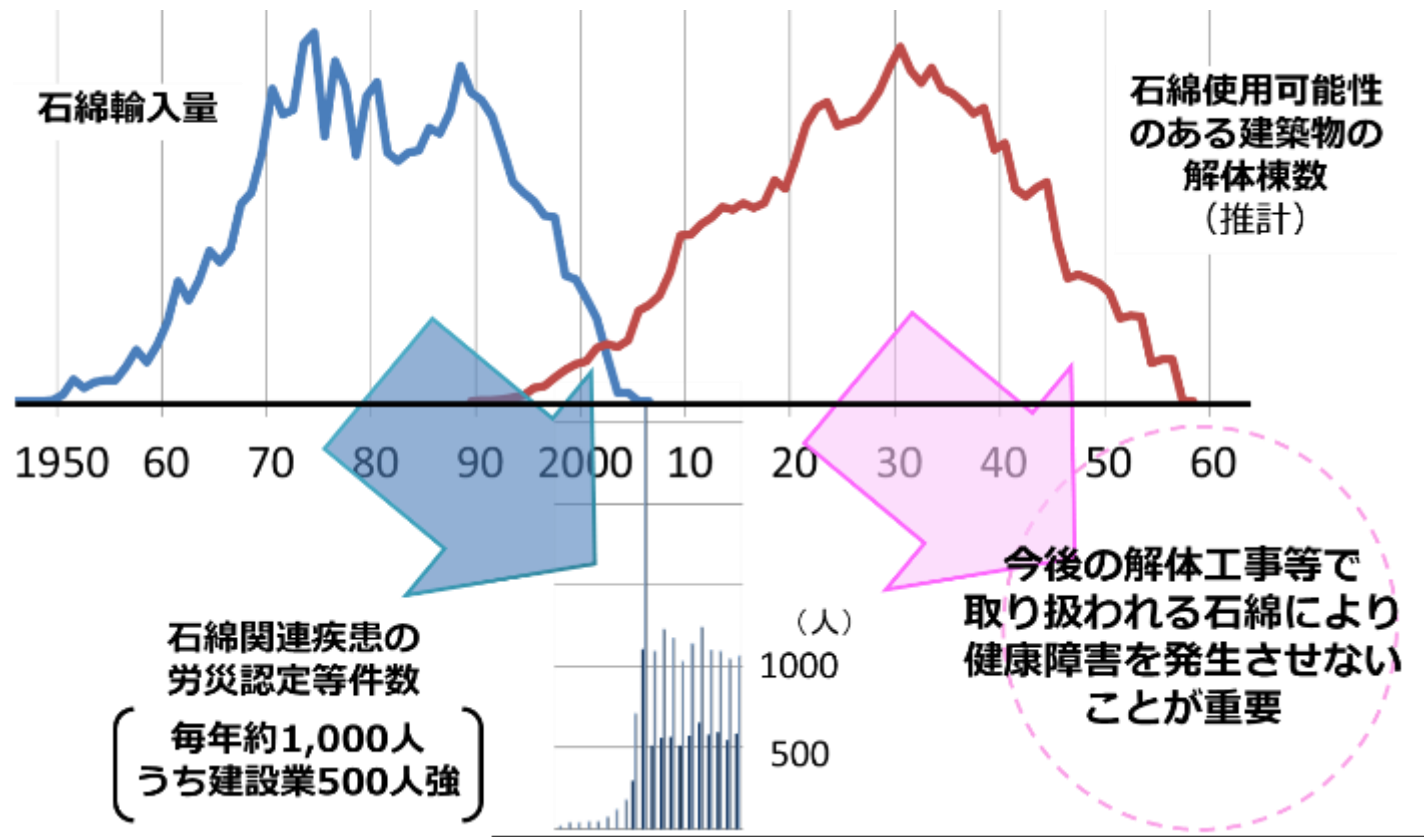
⇒ 作業記録としても活用可能

*有機溶剤中毒予防規則の適用物質

※特定化学物質障害予防規則適用物質

⑥皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質

石綿輸入量と石綿使用建築物解体棟数の推移



石綿、粉じんによる健康障害防止対策

事業者に取り組んでもらいたいこと

- ・建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等による事前調査（＊１）を確実に実施。調査結果に基づき適切に石綿ばく露防止対策を講じる ＊１ 令和５年１０月施行（工作物の事前調査は令和８年１月着工の工事から工作物石綿含有調査者講習等を修了した者による事前調査が義務付けられる。）
- ＊２ 国等は、関係省庁との連携や解体・改修工事発注者（個人住宅の施主を含む。）の配慮義務について周知等を図る
- ・石綿以外の粉じん作業も含め、第１０次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底等による自主的取組を推進する



解体する建築物等でアスベストが使用されていないか、必ず調査する必要があります。

レベル１ 石綿含有吹付け材	事前の措置	解体作業時の措置	管理
	事前調査結果等↓報告（一定規模以上の工事＊１が対象） 計画届 ※ 十四日前 作業者に対する特別教育	発生源対策 ○湿潤化 （石綿等を切断等の方法により除去する作業を行うときは、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置：令和６年４月施行） ○呼吸用保護具 ○保護衣 関係者以外の立入禁止 石綿作業主任者の選任 付着物の除去 飲食喫煙の禁止 掲示	保護具等の管理 健康診断 調査結果の３年保存、現場への備え付け
レベル２ 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材  けい酸カルシウム板１種※２（破砕時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）		負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等	隔離 ※負圧は不要
レベル３ スレート、Ｐタイル等 その他石綿含有建材 			作業状況等の写真等による記録 （３年保存）

※１ 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※２ 石綿含有けい酸カルシウム板１種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル１・２ほどの飛散性はないが他のレベル３より飛散性が高い

- 1 最近の労働災害発生状況
- 2 建設業における安全衛生対策（概要）
- 3 安全対策関係
- 4 労働衛生対策関係
- 5 化学物質・石綿対策関係
- 6 その他

【お知らせ】令和7年1月1日から労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化※されます

電子申請に当たっては、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくとスムーズです。 ※当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告

① 事業の種類

② 被災者の職種

③ 傷病名及び傷病部位

④ 災害発生状況及び原因

⑤ 国籍・地域及び在留資格

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化※
されます！

「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！
労働者死傷病報告等の作成をサポート

時間短縮！
労働基準監督署に行く手間・時間を短縮可能

郵送費がかからない！
電子申請のため、郵送費不要

スマートフォン、パソコンから報告可能！
テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告可能

※ 電子申請が困難な場合、当面の間、書面による報告も可能です。
※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。
これらの報告も、厚生労働省ポータルサイト「帳票入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに電子申請できます。

- ◎ 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- ◎ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ◎ 定期健康診断結果報告
- ◎ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ◎ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ◎ じん肺健康管理実施状況報告
- ◎ 事業の附属寄宿舎内での災害報告

労働者死傷病報告の電子申請に係る厚生労働省特設ページはこちら

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画

計画の期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

8つの重点対策

高年齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

労働者の作業行動に
起因する労働災害防止
対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組む
ための意識啓発

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

多様な働き方への対応
や外国人労働者等の労働
災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止
対策の推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

労働者の健康確保対策
の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

化学物質等による健康
障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

大阪発・新4S運動

The graphic features a rainbow background with the title "大阪発・新4S運動" in large, colorful letters. Above the title is a logo with "ゼロ災大阪" and a flower icon with "Osaka" and "フォーS おおさが君". Below the title are four circular icons: "Safety 安全", "Satisfy 満足", "Shine 輝く", and "Smile 笑顔". To the right, the slogan "「安全」は人々を満足させ、輝く笑顔にします" is written in Japanese and English. Below this is a collage of five photos showing diverse workers in various settings. At the bottom, four activity labels are listed: "安全見える化活動", "安全Study活動", "リスク評価推進活動", and "命綱GO活動". A large red flower icon on the right contains the text "家庭や職場に咲かせよう笑顔の花". At the bottom right, the organizers "大阪労働局・管内各労働基準監督署" and supporters "各労働災害防止団体" are listed, along with the date "令和6年度版".

ゼロ災大阪

Osaka
フォーS
おおさが君

大阪発・新4S運動

「安全」は人々を満足させ、
輝く笑顔にします
Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

Safety 安全
Satisfy 満足
Shine 輝く
Smile 笑顔

安全見える化活動
安全Study活動
リスク評価推進活動
命綱GO活動

家庭や職場に
咲かせよう笑顔の花

〈主唱者〉大阪労働局・管内各労働基準監督署
〈協賛者〉各労働災害防止団体

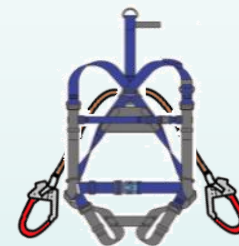
令和6年度版

大阪発・新4S運動は、「大阪労働局第14次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、4つの活動を展開するとともに、多様な働き方や外国人労働者など、互いに多様性を理解し合い、全ての労働者の安全と健康が確保され、人々が就労する安全衛生環境に満足し、輝く笑顔で働くことができる職場の実現に向けて取り組むものです。⁴⁶



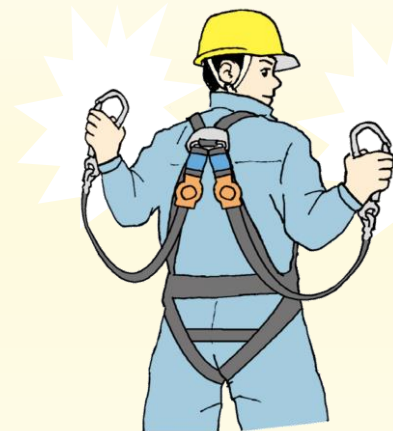
いのちをつなごう
命綱GO活動

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則です！



命綱 使って つなGO 大切な命

二丁掛けフルハーネス型



墜落制止用器具を使用しましょう！！

大阪発・新4S運動

命綱GO活動 実施中

墜落制止用器具＝安全带（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われています。

墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、墜落制止用器具使用の徹底を図る活動です。



ご安全に